

全ての申請者が提出必要

【価格高騰重点支援給付金（住民税均等割世帯） 誓約・同意事項】

※支援給付金（住民税均等割世帯）の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

価格高騰重点支援給付金（住民税均等割世帯）の支給要件（※）に該当します。

以下の誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

（①～⑦の項目を確認し、にチェック（レ）してください。）

- ア 世帯の全員が、令和5年度住民税所得割が非課税で、なおかつ均等割が課税されている者がいます。
- ① イ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではありません。
※住民税における取扱いとして扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
- ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいません。
- ② 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に室戸市または他市町村で価格高騰重点支援給付金（国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とする世帯全員が住民税所得割が非課税であることを条件に10万円を給付する給付金）の支給を受けた世帯ではありません。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、市において支給決定をした後は、支援給付金（住民税均等割世帯）の請求書として取り扱います。
- ⑥ 市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年9月10日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、支援給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 支援給付金（住民税均等割世帯）の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や支援給付金（住民税均等割世帯）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、支援給付金を返還します。

提出書類

支援給付金申請書（住民税均等割世帯）（この用紙）

※必要事項をご記入ください。

『申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）』

※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。

チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名